

徳島赤十字病院薬学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の薬学部に在学する学生（以下「学生」という。）に対し、在学中に必要な学費の一部を奨学金として貸与し、薬学生の修学を支援することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、大学の薬学部第3学年以上に在籍し、成績優秀である希望者の内、薬剤師の資格を取得し、卒業後、直ちに薬剤師として徳島赤十字病院において業務に従事する意思のある学生とする。

(奨学金の貸与額)

第3条 奨学金の貸与額は、大学の薬学部において修学するのに必要な資金の一部として年額60万円（月額5万円）以内とする。

(奨学金の貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、大学の学則に定める正規の在学期間内とする。

(貸与申請および決定)

第5条 奨学金の貸与を希望する者は、奨学金貸与申請書（様式1号）、奨学金返済計画書（様式2号）等、次に掲げる書類を徳島赤十字病院長に提出し、書類選考に合格した者は面接を受けるものとする。申請書の提出期日は、毎年6月末日とする。

- (1) 履歴書（当院指定）・成績証明書・在学証明書・健康診断書等
- (2) 在籍する学長の推薦状
- (3) 奨学金貸与申請書（様式1号）
- (4) 奨学金返済計画書（様式2号）

2 奨学金貸与の可否については、面接試験により決定することとし、結果は次の書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 奨学金貸与決定（却下）通知書（様式3号）

(連帯保証人)

第6条 奨学金の貸与を希望するものは、連帯保証人2名を立て、学生と連帯して債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人について1名は父母（父母が共にいない場合は、兄弟姉妹又はこれに代わる者）とし、独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 1名は前項以外で独立の生計を営んでいる者とする。
- 4 連帯保証人が何らかの事情により、連帯保証人資格を失った場合は、直ちに連帯保証人変更届（様式4号）を提出しなくてはならない。

（奨学金の送金および借用証書の届出）

第7条 奨学金は、原則として毎月16日に交付する。ただし、その日が休日（土曜日を含む）に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日（土曜日を含む）でない日に交付する。また、奨学金を受領した後は、その都度、速やかに奨学金借用証書（様式5号）を提出する。

（奨学金貸与の停止）

第8条 奨学金の貸与を受けた者が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月分から就学した日の属する前月分まで、奨学金の貸与を停止するものとする。

（奨学金の再開）

第9条 休学中の者が復学し奨学金の貸与を再開しようとする時は、事前に院長の承認を得るものとする。

（奨学金の返済）

第10条 奨学生は、原則として卒業後4年以内に、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。但し、院長は奨学生に特別な事情がある場合は、返済期間を延長することができる。

- 2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときは、速やかに院長と奨学生が相互確認するものとする。
- 3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、院長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を、全額返済しなければならない。この場合は、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を院長と奨学生が協議して定めるものとする。
 - （1）自己の都合により奨学生を辞退したとき。
 - （2）自己の都合又は病気等により退学したとき。
 - （3）学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
 - （4）学業途中において、奨学生として適正を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。
 - （5）休学の事由が、服務に耐えないと認められる場合。

(6) 徳島赤十字病院の採用試験に不合格の場合。

(利子)

第 11 条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

2 延滞利率については、別に定める。

(奨学金返済の免除)

第 12 条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金返済の債務を免除するものとする。

(1) 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、院長は奨学金の一部又は全額の返還を免除することができる。

(2) 死亡、又は業務に起因する事由により、就労不能となった場合。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式1号

奨学金貸与申請書

令和 年 月 日

徳島赤十字病院

院長 様

申請人
住所
氏名 印
生年月日 年 月 日生 (才)

私は、徳島赤十字病院薬学生奨学金貸与規程の各条項を了解し、貴院から奨学金貸与を受けたいので、同規程第5条並びに6条により連帯保証人を立て、奨学金返済計画書を添え申請いたします。

記

在学する学校	名称	
	所在地	
	学部学科・修学年限	
	入学年月日	
	卒業見込年月日	
貸与希望期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	
貸与希望金額	月額 円 × 月 = 円	
振込希望銀行口座	振込先金融機関名 : 銀行 支店 口座種類 : 普通 ・ 当座 口座番号 : ふりがな 口座名義人 :	
添付書類		

返済予定日		金額	返済予定日		金額
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	
回	年 月		回	年 月	

人事課_016_20210401

様式3号

奨学金貸与決定（却下）通知書

令和 年 月 日

様

徳島赤十字病院

院長

印

下記のとおり、奨学金の貸与を決定（却下）したので通知します。

記

1. 貸与決定

貸与決定番号		
貸与 決定	期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの ヶ月間
	金 額	円
条 件		1. 徳島赤十字病院薬学生奨学金貸与規程の各条件を誠実に守ること。 2. 別紙様式5号を必ず提出すること。 3. 本通知書は大切に保存しておくこと。

2. 申請却下

却下事由	
------	--

保証人変更届

令和 年 月 日

徳島赤十字病院
院長 様

学校名
学年又は卒業年月日 第 学年
年 月 日
住所
〒
氏名 印
生年月日 年 月 日生

下記のとおり変更しましたので、徳島赤十字病院薬学生奨学金貸与規程第 6 条の規程により届けます。

記

1. 新保証人 住所
氏名 印
生年月日 年 月 日生

2. 旧保証人 氏名

3. 変更の理由

※ 新保証人の印鑑証明を添付してください。

様式5号

奨学金借用証書

令和 年 月 日

徳島赤十字病院
院長

様

私は、徳島赤十字病院薬学生奨学金貸与規程による奨学金として、下記のとおり借用しました。

記

奨学金	円	貸与決定番号	号
但し、	年 月から	年 月までの	ヶ月分として

借受者 住所

氏名 印

私たちは、規程に基づく上記奨学金の返還の債務を、借受者と連帯して保証します。
(契約書と異なる保証人の場合は、印鑑証明を添付してください。)

1. 連帯保証人 (保護者)

住所	〒	—	TEL	—	—
氏名	印		昭・平	年	月 日生
申込者 との続柄					

2. 連帯保証人

住所	〒	—	TEL	—	—
氏名	印		昭・平	年	月 日生
申込者 との続柄					

様式6号

奨学金返済免除申請書

令和 年 月 日

徳島赤十字病院

院長

様

私は、このたび貴院において職員として採用されることが決定されました。

つきましては、徳島赤十字病院薬学生奨学金貸与規程第12条及び同規程細則第3の第1項を了解しましたので、同規程細則第3の第2項に基づき、次のとおりこれまで貸与された奨学金について、返済の免除を申請します。

申請者 (ふりがな)

氏 名 _____ 印 _____

申請者生年月日

_____ 年 月 日 (_____ 歳)

申請者住所

電話 (自宅・携帯)

借用総額

_____ 円

【事務局使用欄】

担当者 _____ 印

免除 諾 否 _____

※貸与番号 _____

人事課_016_20210401

徳島赤十字病院薬学生奨学金貸与規程細則

徳島赤十字病院薬学生奨学金貸与規程に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

(対象者の就労希望の確認)

第1 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し本院への就労希望の有無を確認する。

(延滞利息の利率)

第2 規程第11条2項に定める延滞利息については、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、返還すべき額100円につき年1%の割合で計算した額を徴収するものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第3 規程第12条に定める、卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに薬剤師の資格を取得し、本院に一定期間以上就業した場合に適用する」こととし、その要件と免除額は次のとおりとする。

(1) 徳島赤十字病院において、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間、勤務を行ったとき。

なお、育児休業期間及び1ヶ月以上の休職期間は、勤務期間から除算する。

(2) 貸与期間の2倍未満で退職した場合は、残勤務年数を月割りで返還する。

算出式：貸与額×(貸与期間月数－勤務月数÷2)÷貸与期間月数

(3) 上記の定めにかかわらず、休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められ、かつ、継続勤務の意思がある場合は、院長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、(様式6号)の奨学金返済免除申請書を院長に提出する。院長は、同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。